

◎新潟県告示第1321号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、内水面における共同漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

共同漁業権 免許の存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

公示 番号	免許 番号	漁業権者の住所及び氏名	漁場の位置及び区域、漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
内共 第1号	内共 第1号	村上市温出472-28 大川漁業協同組合	令和5年7月25日新潟県告示第871号告示内容のとおり	やな漁業は、行ってはならない。
内共 第2号	内共 第2号	同 上	同 上	同 上
内共 第3号	内共 第3号	村上市若葉町15番1号 三面川鮭産漁業協同組合	同 上	やな漁業は、3か統以内とする。
内共 第4号	内共 第4号	村上市荒島144-24 荒川漁業協同組合	同 上	やな漁業は、2か統以内とする。
内共 第5号	内共 第5号	胎内市下赤谷245番地1 胎内川漁業協同組合	同 上	やな漁業は、1か統以内とする。
内共 第6号	内共 第6号	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内 加治川漁業協同組合	同 上	やな漁業は、2か統以内とする。
内共 第7号	内共 第7号	新潟市北区新鼻甲265 福島潟・新井郷川漁業協同組合	同 上	—
内共 第8号	内共 第8号	新潟市中央区西堀通4番町259-58 新潟市大形地区漁業協同組合ほか3組合	同 上	やな漁業は、8か統以内とする。
内共 第9号	内共 第9号	新潟市中央区清五郎417番地 鳥屋野潟漁業協同組合	同 上	—
内共 第10号	内共 第10号	魚沼市佐梨1105-16 魚沼漁業協同組合ほか5組合	同 上	やな漁業は、魚野川及びその支川については8か統以内、魚沼橋より上流の信濃川及びその支川については2か統以内とし、その他の区域では行ってはならない。
内共 第11号	内共 第11号	魚沼市佐梨1105-16 魚沼漁業協同組合	同 上	—
内共 第12号	内共 第12号	魚沼市佐梨1105-16 魚沼漁業協同組合ほか1組合	同 上	—
内共 第13号	内共 第13号	柏崎市石曾根798番地2 柏崎刈羽内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行ってはならない。
内共 第14号	内共 第14号	同 上	同 上	同 上
内共 第15号	内共 第15号	妙高市美守2丁目1-38 1F 関川水系漁業協同組合	同 上	—
内共 第16号	内共 第16号	妙高市美守2丁目1-38 1F 関川水系漁業協同組合ほか1組合	同 上	—
内共 第17号	内共 第17号	上越市有間川661番地 桑取川漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行ってはならない。

内共 第18号	内共 第18号	糸魚川市大字能生801番地 能生内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、2か統 以内とする。
内共 第19号	内共 第19号	糸魚川市大字須沢2426 糸魚川内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行って はならない。
内共 第20号	内共 第20号	同 上	同 上	やな漁業は、1か統 以内とする。
内共 第21号	内共 第21号	同 上	同 上	やな漁業は、行って はならない。
内共 第22号	内共 第22号	佐渡市羽茂本郷659 羽茂川内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行って はならない。